



朝・晩が涼しくなり、秋を感じられる9月となりました。
8月末には台風10号の影響により、大雨や強風さらには新幹線の運休など様々な被害がございました。
またゲリラ豪雨も近頃は多く、お疲れの方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。
少しずつ過ごしやすくなってくるこの季節を楽しみつつ、心穏やかに過ごされますと幸いです。

～定額減税（調整給付）～

今年の6月より始まった定額減税ですが、給与が少なく、所得税3万円・住民税1万円の計4万円の控除が満額受けられず、控除不足額が生じてしまう方も多くいらっしゃいます。

そのような場合に**調整給付**という制度があり、これを申請する事で未控除分の給付を受けることができます。

<調整給付とは>

所得税と住民税の少なくとも一方を納められており、定額減税の控除不足額が生じることが見込まれる者に対して、**当該上回る金額の合算額を基礎に算定した額を、市区町村から支給する制度です。**

<金額の算定方法>

AとBを合算した金額が、調整給付の金額となります。

A, 所得税分控除不足額 = 定額減税可能額 - 令和5年分所得税額 (見込みのため)

B, 個人住民税控除不足額 = 定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税額

<調整給付の対象者>

対象者は、上記<金額の算定方法>で調整給付が生じる方で（市区町村が試算します）、対象と見込まれる者には、市区町村から**令和6年の夏以降**に書類が届きます。なお、**いつ発送されるかは市区町村によります**ので、自身が対象かどうかはお住いの役場にお問い合わせ下さい。

<給付手続き>

給付期限があり、**自身で申請を行う必要があります。**

基本的な流れとしては、市区町村から返送用の封筒が届き、記載事項の確認後、返送をするだけという簡単なものとなっています。

<給付単位>

給付単位は1万円からとなり、さらに千円未満は切り上げとなります。

例えば、11,000円の場合であれば給付額は2万円となります。



<調整給付と定額減税を受けた結果の2パターン>

① 実際の令和6年の所得が見込みより大きく、調整給付と定額減税の合計額が過大となった場合

例) 調整給付 30,000円 定額減税控除額 15,000円 = 45,000円

本来の定額減税限度額は40,000円ですので、5,000円過大に給付されていることとなります。

しかし、**過大に給付されたことによる返還は不要とされており、過大給付分は得をする形となります。**

② 実際の令和6年の所得が見込みより少なく、調整給付と定額減税の合計額が過少となった場合

例) 調整給付 20,000円 定額減税控除額 15,000円 = 35,000円

本来の定額減税控除額は40,000円ですので、5,000円過少に給付されていることとなります。

この場合は、**令和7年に、市区町村から不足額を追加給付**（千円未満切り上げ、1万円単位）する方針である事が決まっており、上記<給付手続き>と同じ流れで追加給付の申請が可能です。

→→→追加給付申請→→35,000円 + 追加給付 10,000円（5,000円切り上げ） = 45,000円

調整給付による過大給付分は、①と同様、得をする形となります。

～定額減税（個人事業の専従者の調整給付）～

オモテ面と関連して、個人事業の専従者の調整給付についても確認していきます。

通常、納税者の配偶者は、所得が48万円以下の場合には自身で定額減税を行わず、扶養親族等として納税者本人の減税額が4万円加算されることとなります。

その中で、青色・白色申告者の事業専従者として給与等を受けている方は扶養親族から除かれるという規定があり、その場合は自身で定額減税の適用を受けることとなります。

しかし、専従者給与を受けている方は源泉所得税が発生しない範囲で給与を設定している場合が多く、減税できる税額が0円のため定額減税の適用が受けられないという事態が問題視されていました。

上記の対応策として、令和7年度に市区町村へ書類申請を行うことで、一律4万円が給付される方針となりました。

まだ確定ではございませんが、申請書類に以下の書類を添付する事により、給付申請を行うことができる見込みのようです。

- ① 申請者の令和6年分源泉徴収票 又は 令和6年分確定申告書の控え
- ② 申請者の令和6年度税額決定通知書 又は 令和6年度（非）課税証明書
- ③ （事業主）令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書

＜郵便料金の改定＞

来月の10月1日より、郵便関係の料金が値上がりします。主要の郵便料金の変更は以下となります。

- 定形郵便物…………… 84～92円 → 一律110円
- はがき…………… 63円 → 85円
- レターパックライト…………… 370円 → 430円
- レターパックプラス…………… 520円 → 600円

なお、従前の切手に対応して、差額分の切手が9月2日より取り扱われる（16円・22円・26円・40円）との事ですので、10月になって切手等が余ってしまった場合は、それらをご購入下さい。

＜最低賃金の改定＞

10月より、全国の最低賃金が改定されます。まだ現時点では確定されておらず、全国平均で51円の引き上げとなる見込みです。過去最高の引き上げとなった2023年よりもさらに10円高い引き上げ額となり、全国平均額は1,055円となります。

中でも、徳島県は84円の引き上げと、引き上げ額ダントツの1位となっている他、地方の引き上げ額は都心部よりも高く、給与格差が少しずつ埋まっています。

来月以降の給与計算は確認漏れが無いよう注意しましょう。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
アイデアを積極的に発信すると良いでしょう。また、すぐに行動にうつすことが成功の秘訣となりそう👍	全力で物事を取り組むことが大切になります。ただし指示や指摘の言葉がキツクならないように注意しましょう🙏	不安から解放される月になるでしょう。人間関係においては信頼関係を取り戻そう! 😊	十分な休養が必要です🙏 心を許せる人と接してみてください。中旬からは新しい計画を立てることができそうです!



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。